

(参照法令集)

- 1 郵便事業株式会社法（平成十七年十月二十一日法律第九十九号）抜粋
- 2 郵便事業株式会社法施行規則（平成十九年三月二十六日総務省令第三十六号）抜粋
- 3 郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）抜粋
- 4 郵便法施行規則（平成十五年一月十四日総務省令第五号）抜粋
- 5 電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）抜粋
- 6 電気通信事業会計規則（昭和六十年四月一日郵政省令第二十六号）抜粋
- 7 電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第百七十号）抜粋
- 8 電気事業会計規則（昭和四十年六月十五日通商産業省令第五十七号）抜粋
- 9 一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年一月三十一日経済産業省令第三号）抜粋
- 10 ガス事業法（昭和二十九年三月三十一日法律第五十一号）抜粋
- 11 ガス事業会計規則（昭和二十九年四月一日通商産業省令第十五号）抜粋
- 12 ガス事業部門別収支計算規則（平成十六年七月八日経済産業省令第七十七号）抜粋
- 13 会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）抜粋
- 14 金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）抜粋

平成20年10月29日
総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課

1 郵便事業株式会社法（平成十七年十月二十一日法律第九十九号）抜粋

（業務の範囲）

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務
 - 二 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項 に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
 - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

（収支の状況の公表）

第十一条 会社は、第三条第三項に規定する業務を営む場合には、総務省令で定めるところにより、当該業務並びに同条第一項及び第二項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を公表しなければならない。

2 郵便事業株式会社法施行規則（平成十九年三月二十六日総務省令第三十六号）抜粋

（収支の状況の公表）

第十三条 法第十一条の規定による収支の状況の公表は、別表に掲げる事項について、法第三条第一項 及び第二項 に規定する業務並びに同条第三項に規定する業務の区分ごとに行うものとする。

- 2 前項の規定により公表する営業収益及び営業費用は、別表に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの業務に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する業務に整理することができる。
- 3 前項の場合において、会社は、当該方法に基づき作成する営業収益及び営業費用の整理に関する計算方法を記載した書類を総務大臣にあらかじめ提出しなければならない。この場合において、総務大臣は、当該書類を公表しなければならない。
- 4 会社は、別表に掲げる事項が前二項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明書を得るとともに、第一項の公表の日までに、当該証明書を総務大臣に提出しなければならない。
- 5 第一項の公表は、毎事業年度終了後四月以内に、別表に掲げる事項を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表 (第十三条関係)

業務区分別収支 (〇〇年度)

(単位 百万円)

業務の区分	営業収益	営業費用	営業利益
目的内業務			
目的外業務			
合 計			

(注)

- 1 この表において「目的内業務」とは、法第三条第一項及び第二項に規定する業務をいう。
- 2 この表において「目的外業務」とは、法第三条第三項に規定する業務をいう。

(整理方法)

- 1 目的内業務又は目的外業務の営業収益及び営業費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 目的内業務と目的外業務とに関連する営業費用は、次の基準によりそれぞれの業務に整理すること。

(1) 営業原価

人件費 目的内業務及び目的外業務に直接従事している職員の勤務時間比、両業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比又は作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

燃料費 車両を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比又は体積の比

車両修繕費 車両を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比又は体積の比

減価償却費 関連する固定資産価額比又は固定資産を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

施設使用料 面積比又は賃借施設を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

租税公課 関連する固定資産価額比又は固定資産を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

集配運送委託費 集配運送委託契約に基づき委託する業務において取り扱わせる件数の比又は体積の比

(2) 販売費及び一般管理費 営業収益比又は営業原価比

3 郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）抜粋

（料金）

第六十七条

1～4 略

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

4 郵便法施行規則（平成十五年一月十四日総務省令第五号）抜粋

（収支状況の報告及び公表）

第二十五条 法第六十七条第五項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に行うものとする。

2 法第六十七条第五項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、前項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 前項の規定による公表の期間は、当該公表に係る事業年度の翌事業年度の公表を行うまでの間とする。

5 電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）抜粋

（会計の整理）

第二十四条 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

（禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2～4略

5 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

（第一種指定電気通信設備との接続）

第三十三条

1 略

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第一種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額（以下この条において「接続料」という。）及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件（以下「接続条件」という。）について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3～18略

6 電気通信事業会計規則（昭和六十年四月一日郵政省令第二十六号）抜粋

（勘定科目及び財務諸表）

第五条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 固定資産等明細表
- 二 関係会社投資明細表
- 三 有価証券明細表
- 四 社債明細表
- 五 借入金等明細表
- 六 引当金明細表
- 七 電気通信事業営業費用明細表
- 八 基礎的電気通信役務損益明細表
- 九 指定電気通信役務損益明細表
- 十 移動電気通信役務損益明細表
- 十一 その他重要事項明細表

（電気通信事業以外の事業）

第六条 電気通信事業以外の事業に属する固定資産、収益又は費用であつて、別表第一及び別表第二に定めのないものについては、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

（共用固定資産の整理）

第十一条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理しなければならない。ただし、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理することができる。

（関連収益及び関連費用）

第十六条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

- 2 二以上の種類（別表第二様式第13の表から様式第15の表までの役務の種類をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。
- 3 前二項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

(財務諸表の提出)

第十七条 事業者は、この省令の定めるところに従つて作成した財務諸表を、毎事業年度経過後三月以内に総務大臣に提出し かはかばかすたい、

参考 4 - 5

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日以降に開始する事業年度から適用する。
- 2 事業者の作成する附属明細書については、当分の間、第五条第八号、第九号及び第十号の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定により第五条第八号、第九号及び第十号の規定が適用されないこととなる間、事業者は、第十七条の規定による財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表がこの省令の規定に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人による証明書並びに当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に準拠した収益及び費用の配賦の基準及び手順を記載した書類を総務大臣に提出するとともに、当該基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を総務大臣が別に告示する方法により開示しなければならない。

参考 4 - 6

7 電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）抜粋

（会計の整理等）

第三十四条 電気事業者（特定規模電気事業者を除く。次項、第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

（一般電気事業者の業務区分に応じた会計の整理等）

第三十四条の二 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して、その会計を整理しなければならない。

一 特定規模需要に応ずる電気の供給に係る業務

二 一般の需要に応ずる電気の供給に係る業務（前号に掲げるものを除く。）

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

8 電気事業会計規則（昭和四十年六月十五日通商産業省令第五十七号）抜粋

（勘定科目及び財務諸表）

第三条 事業者は、次節から第七節までに定めるもののほか、別表第一によつて勘定科目を分類し、かつ、別表第二によつて貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。この場合において、財務計算に関する諸表のうち、附属明細書として記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。）すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

一 電気事業営業費用明細表

二 固定資産期中増減明細表

三 固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）

四 減価償却費等明細表

五 長期投資及び短期投資明細表

六 社債明細表

七 借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

八 引当金明細表

九 その他重要事項明細表

(共用固定資産)

第二十一条 電気事業固定資産で水力発電、汽力発電、原子力発電、内燃力発電、送電、変電、配電及び業務のうちいずれか二のは、主たる用途の勘定に整理するものとする。

参考 4 - 7

2 電気事業と附帯事業（事業者が営む電気事業以外の事業をいう。以下同じ。）とに共用される固定資産は、主たる用途の事業の勘定に整理するものとする。

(財務計算に関する諸表の提出)

第四十七条 法第三十四条第二項の規定による提出をしようとする事業者又は特定電気事業者は、第三条又は第四十二条の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

9 一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年一月三十一日経済産業省令第三号）抜粋

(部門別収支の整理等)

第二条 一般電気事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下「事業者」という。）は、法第三十四条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとするときは、当該事業者が行うすべての事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式第一に整理しなければならない。

2 前項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式第一に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

(監査証明書)

第三条 事業者は、様式第一が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和三十二年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人による証明書を得なければならない。

(部門別収支計算書等の提出)

第四条 事業者は、法第三十四条の二第二項の規定による提出をしようとするときは、第二条の規定により整理した様式第一及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後四月以内に提出しなければならない。

参考 4 - 8

1 0 ガス事業法（昭和二十九年三月三十一日法律第五十一号）抜粋

（会計の整理等）

第二十六条 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務区分に応じた会計の整理等）

第二十六条の二 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して、その会計を整理しなければならない。

- 一 大口供給に係る業務
- 二 一般の需要に応ずるガスの供給に係る業務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

1 1 ガス事業会計規則（昭和二十九年四月一日通商産業省令第十五号）抜粋

（勘定科目及び財務諸表）

第二条 一般ガス事業者の勘定科目の分類は、次条以下に定めるもの（第十四条、第十五条及び第十八条を除く。）のほか、別表第一によらなければならない。

2 簡易ガス事業者の勘定科目の分類は、次条から第五条まで、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十六条に定めるもののほか、別表第二によらなければならない。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十八第一項の規定により、消費税及び地方消費税を納める義務が免除される者については、第十六条の規定は適用しない。

3 ガス導管事業者の勘定科目の分類は、次条、第五条、第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第十六条に定めるもののほか、別表第三によらなければならない。

4 一般ガス事業者の貸借対照表、損益計算書、その他の財務計算に関する諸表の様式は、様式第一から様式第九までによらなければならない。この場合において、財務計算に関する諸表のうち、附属明細書として記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。）すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 固定資産等明細表
- 二 有価証券明細表
- 三 引当金明細表

- 四 営業費明細表
- 五 その他重要事項明細表

参考 4 - 9

(附帯事業)

第十二条 ガス事業（別表第一の収益の表中に規定する製品売上及び営業雑収益に係る事業（簡易ガス事業を除く。）をいう。次条において同じ。）以外の事業（以下「附帯事業」という。）に属する資産、負債、収益又は費用については、その内容を明示する科目を設けて整理しなければならない。

(ガス事業と附帯事業とに関連する費用等の配賦)

第十三条 ガス事業と附帯事業とに関連する費用は、適正な基準によりそれぞれの事業に区分して整理しなければならない。ただし、供給区域内のガスマーターの取付数が百万個以下の一般ガス事業者にあつては、その基準によつて整理することが著しく困難な場合は、その全額をガス事業に属させて整理することができる。

- 2 **ガス事業と附帯事業とに共用される固定資産は、主たる用途の事業の勘定に整理するものとする。**
- 3 **ガス事業と附帯事業とのいずれに属するか明らかでない資産（固定資産に属するものを除く）、負債又は収益については、ガス事業に属させて整理しなければならない。**

1 2 ガス事業部門別収支計算規則（平成十六年七月八日経済産業省令第七十七号）抜粋

(一般ガス事業に係る部門別収支の整理)

第二条 法第二十六条の二第一項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとする一般ガス事業者（大口供給を行う者に限る。以下単に「一般ガス事業者」という。）は、当該一般ガス事業者が行うガス事業に係る収益及び費用について、別表第一に掲げる方法に基づき、様式第一に整理しなければならない。

- 2 **前項の場合において、一般ガス事業者の実情に応じた方法により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であつて、一般ガス事業者が当該方法を、あらかじめ様式第二により、経済産業大臣（ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第十三条の表第一号に規定する一般ガス事業者については、その供給区域を管轄する経済産業局長。この項及び第五条において同じ。）に届け出たときは、当該方法により様式第一に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該方法を公表しなければならない。**

(一般ガス事業に係る部門別収支計算書等の提出等)

第四条 一般ガス事業者は、毎事業年度経過後四月以内に法第二十六条の二第二項の規定による提出を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、地方公共団体である一般ガス事業者については、「四月以内」とあるのは「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定による議会の認定を得た後三日以内」と読み替えるものとする。
- 3 **一般ガス事業者が、法第二十六条の二第二項の規定により提出すべき書類は、様式第一及び前条の証明書とする。**

参考 4 - 1 0

1 3 会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）抜粋

（計算書類の公告）

第四百四十条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2～4 略

1 4 金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）抜粋

（有価証券届出書等の公衆縦覧）

第二十五条

1 略

2 有価証券の発行者で前項第一号から第十一号までに掲げる書類を提出したもの及び有価証券の発行者の親会社等が同項第十二号に掲げる書類を提出した場合の当該発行者は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3～5 略